

提出意見とこれに対する県の考え方

【内容に関するもの】（19件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「本県の農業振興地域の総面積は、令和元年12月において約375.86千haであり、そのうち農用地（田、畑、樹園地、採草放牧地）が約49.52千ha存在します。」とあるが、「農業振興地域」面積に対して「農用地」面積が2割弱と少なすぎるのではないか。	当該面積については、国が毎年度行っている「確保すべき農用地等の面積の達成状況調査」における各市町からの報告数値を集計したものです。
2	農地について「年々減少する傾向にある」との記述があるが、定量的データ提示が必須と考える。過去20年程度の県内「農業振興地域の総面積」、「農用地（田、畑、樹園地、採草放牧地）」、「優良農地」、「農用地区域以外の農用地（農振白地）」の増減推移を方針（案）内で明示（推移がわかり易いようグラフを提示）してほしい。	本方針は、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）に即して、将来を見通した農用地の面積目標や取組を定めるものであり、過去の実績等は記載しないこととしているため、原案のとおりとします。
3	農地については、県内での分布も施策策定の基準になるはずだが、そのような資料が見当たらない。農地分布を地図上に図示した資料を方針（案）内に明示してほしい。	農業地帯や地域別等については、明確な線引きができないことから、地図上に示すことは困難であり、原案のとおりとします。
4	農業地域を3地帯（瀬戸内海沿岸農業地帯、中央部農業地帯、北浦農業地帯）に区分しているが、地域名列記では範囲が分かり難いため、農業地域区分を地図上に図示した資料を方針（案）内に明示してほしい。	
5	各農業地域区分の説明において、農業地域以外の土地利用等の位置的關係が分かり難いため、農地・他地域分布を地図上に図示した資料を方針（案）内に明示してほしい。	
6	「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模」について、文面表記では認識が困難であることから、「指定することを相当とする地域」を地図に明示してほしい。	
7	瀬戸内海沿岸農業地帯、中央部農業地帯、北浦農業地帯において、田、畑、樹園地、採草放牧地がどう分布しているか明示しての施策説明が必須と考えるため、各地域の地図を明示してほしい。	
8	「山口県地域防災計画に定められた「危険ため池」を計画的に整備・改修するもの」として、当該計画に定められた「危険ため池」を地図上に図示してほしい。	「山口県ため池マップ」については、県ホームページに掲載されていますので、原案のとおりとします。
9	「農業を担うべき者の確保・育成のための施設及び体制の整備等の方向」について、農業作業者の増加について多々手法あると思われるが、可能な限りの施策を実施してほしい。	農業を担うべき者の確保・育成については、（公財）やまぐち農林公社や市町等と連携して就農に向けた啓発や相談会の開催等に取り組んでおり、今後もこうした取組を継続していきます。

10	<p>内容について「農地」、「農用地」の維持の視点が大きい様に感じる。 本来、県内農業が維持振興発展すればそれに伴い農地、農用地も維持整備されるはずで、この視点で方針（案）を再検討すべきと感じる。</p>	<p>本方針は、国の基本指針に即して、将来を見通した農用地の面積目標や取組を定めるとともに、市町の農業振興地域整備計画の策定に際し、基本となるべき事項について定めるものであることから、原案のとおりとします。</p>
11	<p>方針（案）内に「より生産性の高い農業を展開するため、ほ場の大区画化と水田の高機能化を推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化を推進するものとします。」とあるが、担い手＝行政外・個人・企業団体に対して行政がどう「推進」を要請するのか具体的手法が不明であるため、具体的手法を明示してほしい。</p>	
12	<p>個人、団体経営を基本とする農業において、県行政がどう関わるかを明示すると思われる方針（案）であるが、具体的対応や経営主体との関係性の記述に乏しいと感じる。</p>	
13	<p>方針（案）は、運営主体や進捗状況確認手法が不明であり、これらを明示してほしい。</p>	
14	<p>「需要に応える産地の育成」について、需要と供給の適切な対応・橋渡しを担うのが行政と思うが、その点の記述や施策が不足していると感じるため、この視点で方針（案）を再検討すべきではないか。</p>	
15	<p>県内各自治体(市町)との連携が必要と思われるが、記述が見当たらないと感じる。</p>	
16	<p>方針（案）に以下の内容を追加すべきと考える。 ・農地の併用利用：農地上部太陽光発電 ・農地の別途活用：教育的活用 ・農業設備の併用活用：農業用水での小水力発電 ・各種有機物廃棄物（畜産発生、剪定・草刈発生、都市部/飲食店街発生、食品加工地発生、事業所（工場食堂、企業管轄内食堂（例：従業員寮））の肥料化</p>	
17	<p>農業振興に関する他施策とも連携した上での方針（案）の修正・決定と推進をお願いします。</p>	
18	<p>方針（案）は各種計画・施策と関係する案件と思われるが、関係のある施策が不明であることから、関係施策一覧や関係性を図示した資料を明示してほしい。</p>	
19	<p>方針（案）は国の施策の影響を強く受けるものと感じるが、「国に対して意見する」という点の記述が欠けていると感じる。 「県行政として、或いは知事会など県行政の参加する組織を通じて、場合によっては県民・県内団体からの意見を聞き取った上で国施策に適宜意見する」といった内容を追加すべきと考える。</p>	<p>本方針は、あくまでも本県農業の実態等を踏まえた振興方策等を示すものであり、国に対する意見等が必要な場合は、具体的な施策提案等を通じて行っていくこととしており、原案のとおりとします。</p>

【標記の方法等に関するもの】（4件）

1	「農業振興地域」の意味が不明のため語句説明してほしい。	ご意見を踏まえ、説明が必要な用語の解説を記載します。
2	「農業生産基盤整備事業」の意味が不明のため語句説明してほしい。	
3	一部語句説明があるものの意味が分かりにくい専門用語・行政用語が多数見受けられる。 他のパブリックコメントや県民意見募集と同様の語句解説を掲載してほしい。	
4	年月表記が元号のみの表記となっているが、理由を明示してほしい。 西暦表記又は元号西暦併記に統一してほしい。	統一性を考慮し、全て和暦（元号）表記にしていますが、ご意見を踏まえ、和暦・西暦を併記する標記方法に改めます。

【パブリック・コメント等に関するもの】（7件）

1	変更内容が分かりにくいいため、新旧対照表を提示した上で、再度意見募集をするのが必須と考える。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。 意見募集の時期・期間は、本方針の策定過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
2	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶している。 「県民＝主権者」からの「記述不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示してほしい。	
3	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示してほしい。	本パブリック・コメントは、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（5月15日の山口新聞、中国新聞、宇部日報「山口県からのお知らせ」）により広報に努めました。
4	今回の案件を含め、県広報や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願う。（パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われる。 「個別の（小さい）広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果があるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考える。）	
5	パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じる。県広報紙発行頻度の見直しを実施してほしい。	県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。

6	<p>今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、判断を明示してほしい。 （「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報の十分・不十分の御判断」)</p>	<p>意見は30件寄せられたことから、広報は一定の効果があったと考えます。</p>
7	<p>方針（案）の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考える。 県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等を実施してほしい。</p>	<p>本方針策定にあたっては、学識経験者や関係機関から広くご意見をお聞きしています。</p>